重機暴走事故で娘を亡くした井出様の裁判と加害者（被告）の主張【交通事故被害者】

最初のページに戻る

病院到着時にはすでに死亡していたのだから、病院での付き添い看護費用や病院までの交通費は支払わない - よくそんなこと言えるな！



第２　被告らの主張

１　付添費用

本件事故が発生したのは平成３０年２月１日午後３時５３分ころで（甲１），亡安優香が死亡したのが，同時刻の午後３時５３分ころである（甲２）。亡安優香は，大阪赤十字病院救急救命センターに搬送されたときには，すでに死亡していたのである。近親者が，亡安優香の看護のために付き添う必要性はなく，付添費用は認められない。

- 医師が死亡診断をしていないのにかかわらず、「病院到着時にはすでに死亡していた」「よって病院付き添い費用は支払わない」だと！
- 本当に加害者（原告）がそんなことを言っているのか！！損保会社（三井住友海上）が言っているのでは？
- 加害者や損保会社は社会倫理としてこのような発言をして良いのか？
- これを黙って聞いている裁判官の質はどうなのか？他の裁判質疑からも彼らの質は明らかに低下していると断言できる（西田眞基裁判長、すでに退官）
- 24時間全力でどんな患者も差別なく救急救命に取り組む医療チームの努力をなんと思っているのか！？

三井住友は裁判当初は、聴覚障害者の「逸失利益」「健常者の４割」

と主張- すぐに健常者の６割が妥当と言いかえた

「健常者の６割は妥当か」聴覚障害者の「逸失利益」めぐる訴訟が結審（ABCニュース） - Yahoo!ニュース

聴覚障害の女児死亡事故訴訟 “ 逸失利益で差別 ” と父親が訴え｜NHK 関西のニュース

いのちの格差　障害のある人の「逸失利益」をめぐって - 記事 | NHK ハートネット

三井住友は『聴覚障害者には、9歳の壁、9歳の峠、という問題がある』と主張-教育学研究「シュタイナーの教育方法論の特質」のこと？障がい者のことを書いたものではない！

ドイツ改革教育学(Deutsche Reformpadagogik)に属するとされるシュタイナーの教育方法論1)は,この課題の解決のための示唆を与えてくれると考えられる.なぜなら,彼の教育方法論は,人間の発達という視座を,人間の「調和的な育成（(Harmonische Ausbildung)の根幹に据えているからである.
しかもアメリカのギンスバーグ(I.H.Ginsburg)も,「シュタイナーの世界観の細部は今日の議論にとって不適切なものである2)」と批判してはいるものの,彼の発達観それ自体をピアジェ(J. Piaget)のそれと比較しながら,「今日でも十分に通用するものは,(シュタイナー一の一引用者註)発達段階の考え方である3)」と高く評価しているからである.
シュタィナーは,人間の発達を一貫した観点から捉えたうえで,子どもの発達過程を,およそ7年おきに,幼児期と児童期と青年期に区分している.そして彼は,各発達期に固有の課題と教育方法を提唱している

- _pdfから抜粋（著作権者許諾）

弁護士（三井住友の顧問弁護士） ― 誤った引用を裁判に持ち出すな！ふざけるな！

報道

Youtube 一般社団法人 事故車損害調査協会DAA

【前編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと【交通事故被害者】New!

内容ログ（前編）

【後編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと「三井住友海上取締役社長船曳真一郎氏が絶対に見るべき動画」New!

内容ログ（後編）

重機暴走事故で亡くなった聴覚障害者の賠償金は低くてもいいのか？New!

【前編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと【交通事故被害者】 - あざらし情報局

【交通事故被害者救済DAAの考えが国会へ！【緒方林太郎衆議院議員】

天声人語_８５_の価値_朝日新聞デジタル.pdf

社説_障害と逸失利益_差のない社会へ着実に_朝日新聞デジタル.pdf

2023.03.14 コラム「聴覚障害の女児死亡事故」裁判の判決に見る障がい者への認識

参考

- https://www.asahi.com/ajw/articles/14849218
- Earnings of Disabled-Worker Beneficiaries
- s3.pdf|障害者差別が裁判で争われた事例
- 「障害者差別解消法」ってどんな法律？不当な差別的取り扱い、合理的配慮とは？問題点など解説します | DPI 日本会議
- いのちの格差　障害のある人の「逸失利益」をめぐって - 記事 | NHK ハートネット
- 日本弁護士連合会：障害のある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める宣言

* ten.ドキュメント 『娘は二度殺された〜命の“値段”・・・賠償金の闇〜』第60回 ギャラクシー賞奨励賞を受賞

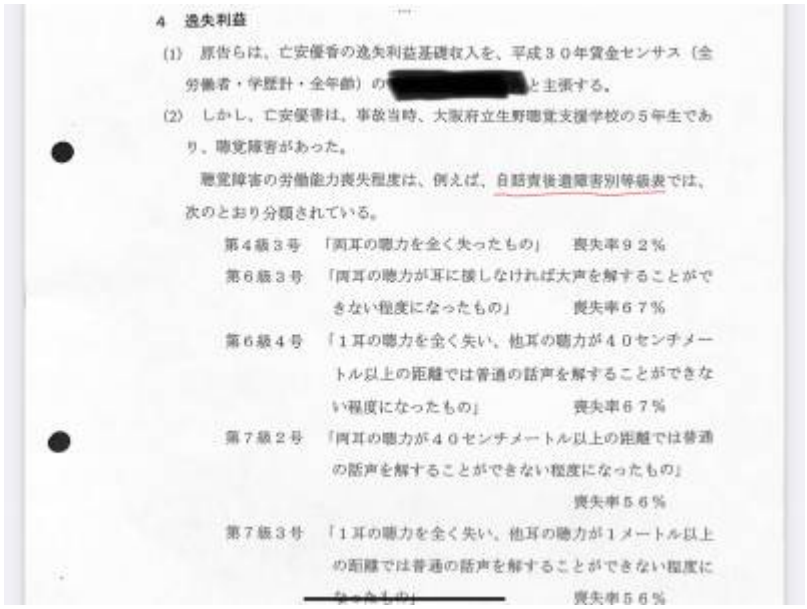
もどうぞ
リクエストフォーム、コメントユーザ名（ログイン名） * メールアドレス *
希望パスワード（省略可能） 質問など（省略可能）
人間の証明として、ボックス内の全ての文字を入力してください。 <?xml version="1.0"?>

NUS

☐ この項目は空のままにして下さい：

送信

まだこんな損害保険会社と契約するの？
加害者になっても被害者になっても大変！



4　逸失利益

(1)　原告らは、亡安優香の逸失利益基礎収入を、平成３０年賃金センサス（全労働者・学歴計・全年齢）の[redacted]と主張する。

(2)　しかし、亡安優香は、事故当時、大阪府立生野聴覚支援学校の５年生であり、聴覚障害があった。

聴覚障害の労働能力喪失程度は、例えば、自賠責後遺障害別等級表では、次のとおり分類されている。

第４級３号　「両耳の聴力を全く失ったもの」　喪失率９２％

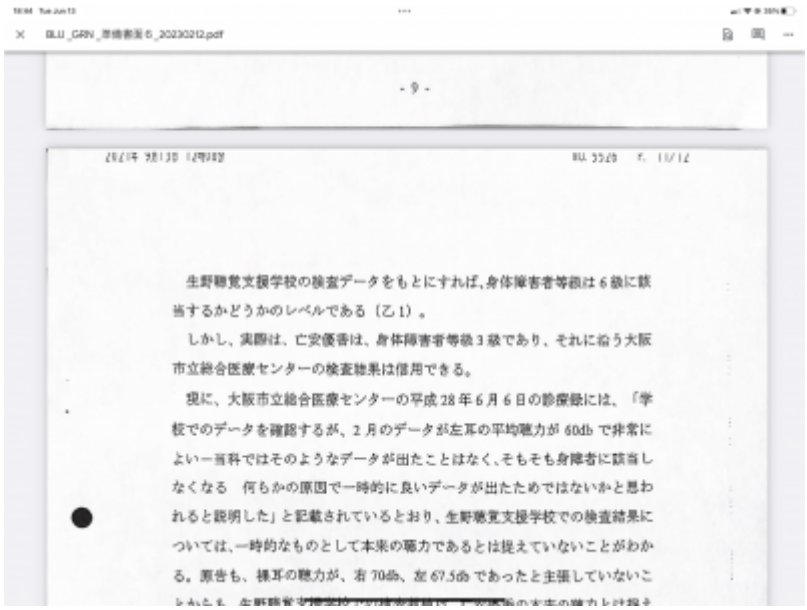
第６級３号　「両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの」　喪失率６７％

第６級４号　「１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率６７％

第７級２号　「両耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率５６％

第７級３号　「１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率５６％

未整理



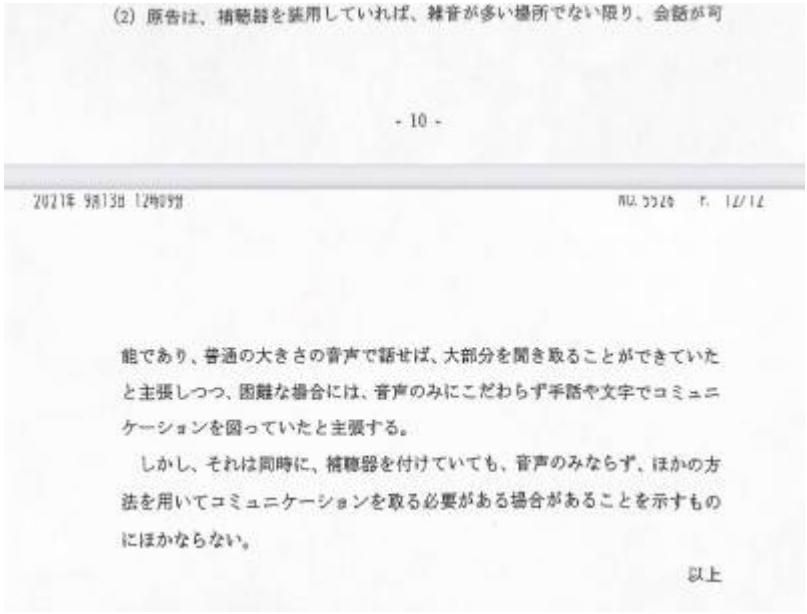
- 9 -

生野聴覚支援学校の検査データをもとにすれば,身体障害者等級は６級に該当するかどうかのレベルである（乙１）。

しかし、実際は、亡安優香は、身体障害者等級３級であり、それに沿う大阪市立総合医療センターの検査結果は信用できる。

現に、大阪市立総合医療センターの平成28年６月６日の診療録には、「学校でのデータを確認するが、２月のデータが左耳の平均聴力が60dbで非常によい一当科ではそのようなデータが出たことはなく、そもそも身障者に該当しなくなる　何らかの原因で一時的に良いデータが出たためではないかと思われると説明した」と記載されているとおり、生野聴覚支援学校での検査結果については、一時的なものとして本来の聴力であるとは捉えていないことがわかる。原告も、裸耳の聴力が、右70db、左67.5dbであったと主張していないこ

聴力の分析



(2) 原告は、補聴器を装用していれば、雑音が多い場所でない限り、会話が可

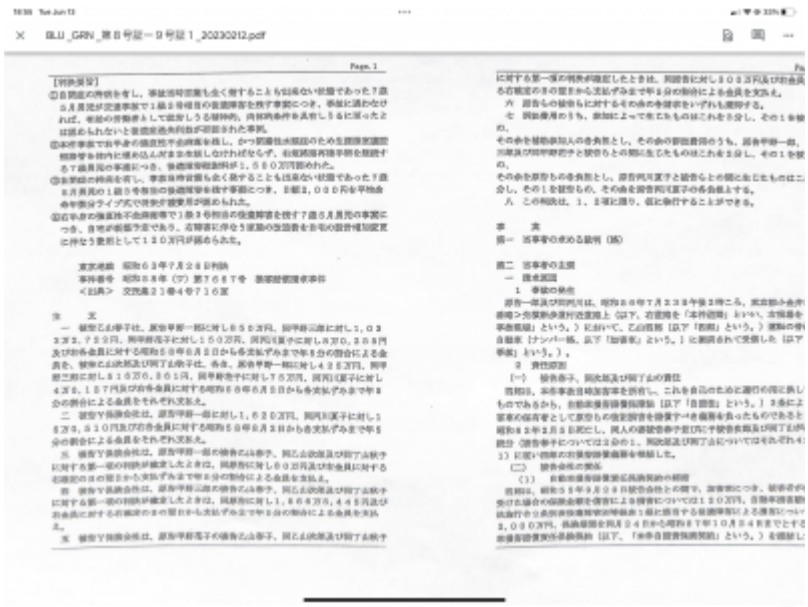
- 10 -

能であり、普通の大きさの音声で話せば、大部分を聞き取ることができていたと主張しつつ、困難な場合には、音声のみにこだわらず手話や文字でコミュニケーションを図っていたと主張する。

しかし、それは同時に、補聴器を付けていても、音声のみならず、ほかの方法を用いてコミュニケーションを取る必要がある場合があることを示すものにほかならない。

以上

誰でも、音声以外の方法でコミュニケーションしているのでは？


BLU_GRN_第８号証－９号証１_20230212.pdf

【判決要旨】
①自賠法の時効を中し、事故当時意識も全く失することも証拠もない状態であった７歳５月男児が交通事故で１級３号相当の後遺障害を残す事案につき、事故に遭わなければ、将来の労働参入して成功しうる蓋然性、向就労条件を具有しうるに至ったとは認められないと後遺症逸失利益の認定された事例。
②本件事故で自宅全体の損害拡大を残し、かつ肥満性水頭症のため生涯原状回復期待を持内に積み込んだまま生活しなければならず、右損害賠償等手段を期待する７歳男児の事情につき、後遺障害慰謝料が１，５００万円認められた。
③本件症の特異を否し、事故当時意識も全く失することも証拠もない状態であった７歳５月男児の１級３号相当の後遺障害を残す事案につき、３６８２，０００円を平均余命年数分ライプニツ式で得喪介護費用が認められた。
④右半身の強度後不全麻痺等で１級３号相当の後遺障害を残す７歳５月男児の事案につき、自宅が仮屋予定であり、右障害に伴なう居室の改造費を自宅の設計増加費用に伴なう費用として１３０万円が認められた。

東京地裁　昭和６３年７月２８日判決
事件番号　昭和５８年（ワ）第７６８７号　損害賠償請求事件
＜出典＞　交民集２１巻４号７１６頁

主　文

一　被告乙山幸子は、原告甲野一郎に対し８５５万円、同甲野三郎に対し１，０３３万５，７３２円、同甲野花子に対し１５０万円、同丙川夏子に対し８万０，３８８円及びお各金員に対する昭和５８年６月２日から各支払ずみまで年５分の割合による金員を、被告乙山次郎及び同丁山幸子は、各自、原告甲野一郎に対し４２５万円、同甲野三郎に対し８１６万６，８０１円、同甲野花子に対し７５万円、同丙川夏子に対し４万８，１５７円及びお各金員に対する昭和５８年６月３日から各支払ずみまで年５分の割合による金員をそれぞれ支払え。

二　被告Ｙ保険会社は、原告甲野一郎に対し１，８２０万円、同丙川夏子に対し１５万８，３１０円及びお各金員に対する昭和５８年６月３日から各支払ずみまで年５分の割合による金員をそれぞれ支払え。

三　被告Ｙ保険会社は、原告甲野一郎の被告乙山幸子、同乙山次郎及び同丁山幸子に対する第一項の判決が確定したときは、同原告に対し１，６０２万円及びお金員に対する昭和５８年６月３日から各支払ずみまで年５分の割合による金員を支払え。

四　被告Ｙ保険会社は、原告甲野三郎の被告乙山幸子、同乙山次郎及び同丁山幸子に対する第一項の判決が確定したときは、同原告に対し１，８６８万６，４４５円及びお各金員に対する昭和５８年６月３日から各支払ずみまで年５分の割合による金員を支払え。

五　被告Ｙ保険会社は、原告甲野花子の被告乙山幸子、同乙山次郎及び同丁山幸子に対する第一項の判決が確定したときは、同原告に対し１６０万円及びお金員に対する昭和５８年６月３日から各支払ずみまで年５分の割合による金員を支払え。

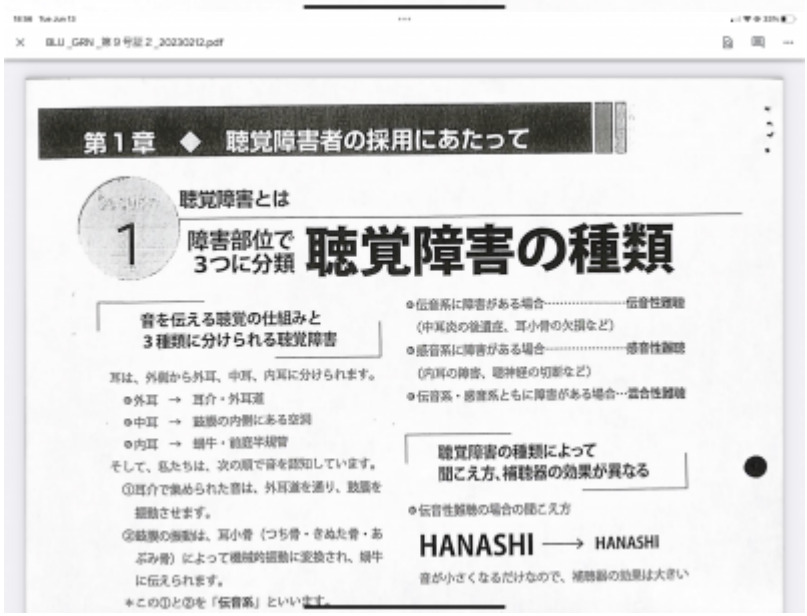
六　被告Ｙ保険会社は、原告甲野夏子の被告乙山幸子、同乙山次郎及び同丁山幸子

に対する第一項の判決が確定したときは、同原告に対し３０３万円及びお金員
る右確定の日の翌日から支払ずみまで年５分の割合による金員を支払え。
七　訴訟費用の１与、原告らによって生じたものは乙山らに分し、その１を被
め。
その余を被告乙山次郎及び同丁山幸子と被告らとの間に生じたものは乙山らに分し、その１を被
の。
その余を原告らの各負担とし、原告甲野夏子と被告らとの間に生じたものは乙山らに分し、その１を被告乙山次郎及び同丁山幸子の各負担とする。
八　この判決は、１、３項に限り、仮に執行することができる。

事　実

第一　当事者の求める裁判（略）

第二　当事者の主張
一　請求原因
１　事故の発生
原告一郎及び同甲野花は、昭和５８年７月２３日午後３時ごろ、東京都小金井
番地つ先県道府道交通路上（以下、右道路を「本件道路」という。）において、
事故現場」という。）において、乙山幸子（以下「幸子」という。）運転の
自動車（ナンバー略、以下「加害車」という。）に跳ね飛ばされて受傷した（以下
事故」という。）。
２　責任原因
（一）　被告幸子、同次郎及び同丁山の責任
同幸子は、本件事故当時加害車を所有し、これを自己のために運行の用に供し
ものであるから、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）３条によ
運行の保有者として原告らの後記損害を賠償すべき義務を負うものである。
昭和６３年３月３日死亡し、同人の遺訟権を訴訟上承継した同丁山幸
訴訟（訴告幸子については２分の１、同次郎及び同丁山については各それぞれ
１）に従い同幸子の訴訟権を相続した。
（二）　被告会社の責任
（１）　自動車損害賠償責任保険契約の締結
同幸子は、昭和５８年３月２８日被告会社との間で、加害車について、被害者の
受ける自動車の保険金額を傷害による障害については１２０万円、自賠責保険
保険金額を死亡１名につき３０００万円、傷害保険金額を死亡１名につき１，
３，０００万円、保険期間を同月２４日から昭和５７年１０月２４日までとする
自動車損害賠償責任保険契約（以下、「本件自賠責保険契約」という。）を締結し


BLU_GRN_第９号証２_20230212.pdf

第１章　◆　聴覚障害者の採用にあたって

聴覚障害とは

1　障害部位で3つに分類　聴覚障害の種類

音を伝える聴覚の仕組みと3種類に分けられる聴覚障害

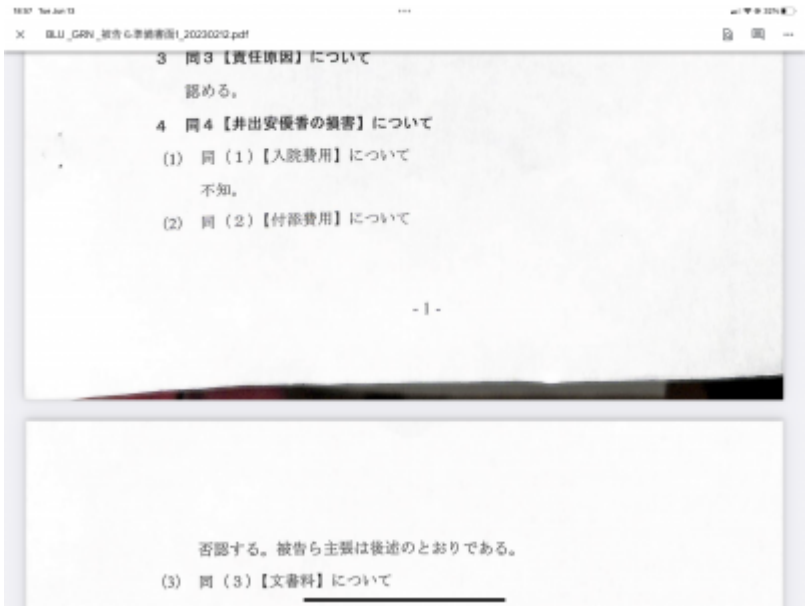
耳は、外側から外耳、中耳、内耳に分けられます。
●外耳　→　耳介・外耳道
●中耳　→　鼓膜の内側にある空洞
●内耳　→　蝸牛・前庭半規管
そして、私たちは、次の順で音を認知しています。
①耳介で集められた音は、外耳道を通り、鼓膜を振動させます。
②鼓膜の振動は、耳小骨（つち骨・きぬた骨・あぶみ骨）によって機械的振動に変換され、蝸牛に伝えられます。
＊この①と②を「伝音系」といいます。

●伝音系に障害がある場合……伝音性難聴
（中耳炎の後遺症、耳小骨の欠損など）
●感音系に障害がある場合……感音性難聴
（内耳の障害、聴神経の切断など）
●伝音系・感音系ともに障害がある場合…混合性難聴

聴覚障害の種類によって聞こえ方、補聴器の効果が異なる

●伝音性難聴の場合の聞こえ方
HANASHI ⟶ HANASHI
音が小さくなるだけなので、補聴器の効果は大きい

資料



3　同3【責任原因】について

認める。

4　同4【非出安優香の損害】について

(1)　同（1）【入院費用】について

不知。

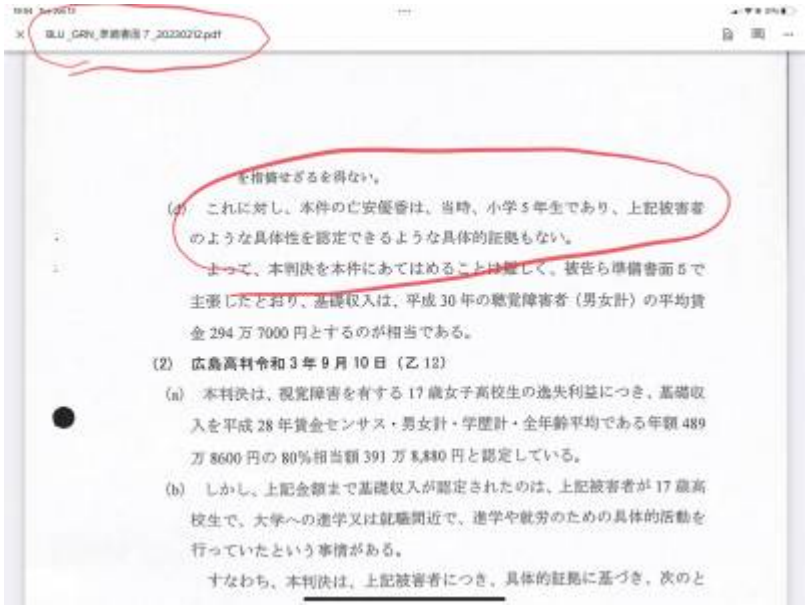
(2)　同（2）【付添費用】について

- 1 -

否認する。被告ら主張は後述のとおりである。

(3)　同（3）【文書料】について

入院費は認めない



を相当せざるを得ない。

(2)　これに対し、本件の亡安優香は、当時、小学5年生であり、上記被害者のような具体性を認定できるような具体的証拠もない。

よって、本判決を本件にあてはめることは難しく、被告ら準備書面5で主張したとおり、基礎収入は、平成30年の聴覚障害者（男女計）の平均賃金294万7000円とするのが相当である。

(2)　**広島高判令和3年9月10日（乙12）**

(a)　本判決は、視覚障害を有する17歳女子高校生の逸失利益につき、基礎収入を平成28年賃金センサス・男女計・学歴計・全年齢平均である年額489万8600円の80%相当額391万8,880円と認定している。

(b)　しかし、上記金額まで基礎収入が認定されたのは、上記被害者が17歳高校生で、大学への進学又は就職間近で、進学や就労のための具体的活動を行っていたという事情がある。

すなわち、本判決は、上記被害者につき、具体的証拠に基づき、次のと

要検討。ツッコミどころ満載！



ファイルリスト

@NS@:pasted:%Y%m%d-%H%M%S

@NS@:pasted:%Y%m%d-%H%M%S

最初のページに戻る

From:
https://www.wkvic.link/wv/ - **被害者の知識集成 - Wiki for Victim - 100人で一歩ずつ行きたい**

Permanent link:
https://www.wkvic.link/wv/doku.php?id=%E4%BA%A4%E9%80%9A%E4%BA%8B%E6%95%85:%E8%A3%81%E5%88%A4:%E6%B0%91%E4%BA%8B:%E8%A3%81%E5%88%A4%E3%81%A7%E3%81%AE%E4%B8%BB%E5%BC%B5

Last update: **2025/04/07 12:08**